

# 福島県の公共工事に係る 総合評価方式参加の手引

(平成23年11月改正)

注1) 本手引は、平成23年11月1日以降に入札公告する  
ものに適用します。

注2) 総合評価方式は条件付一般競争入札における方式です  
ので、「福島県の公共工事に係る条件付一般競争入札  
参加の手引（H23.6月改正版）」と併せてご覧く  
ださい。

福島県総務部入札監理課

平成23年11月1日

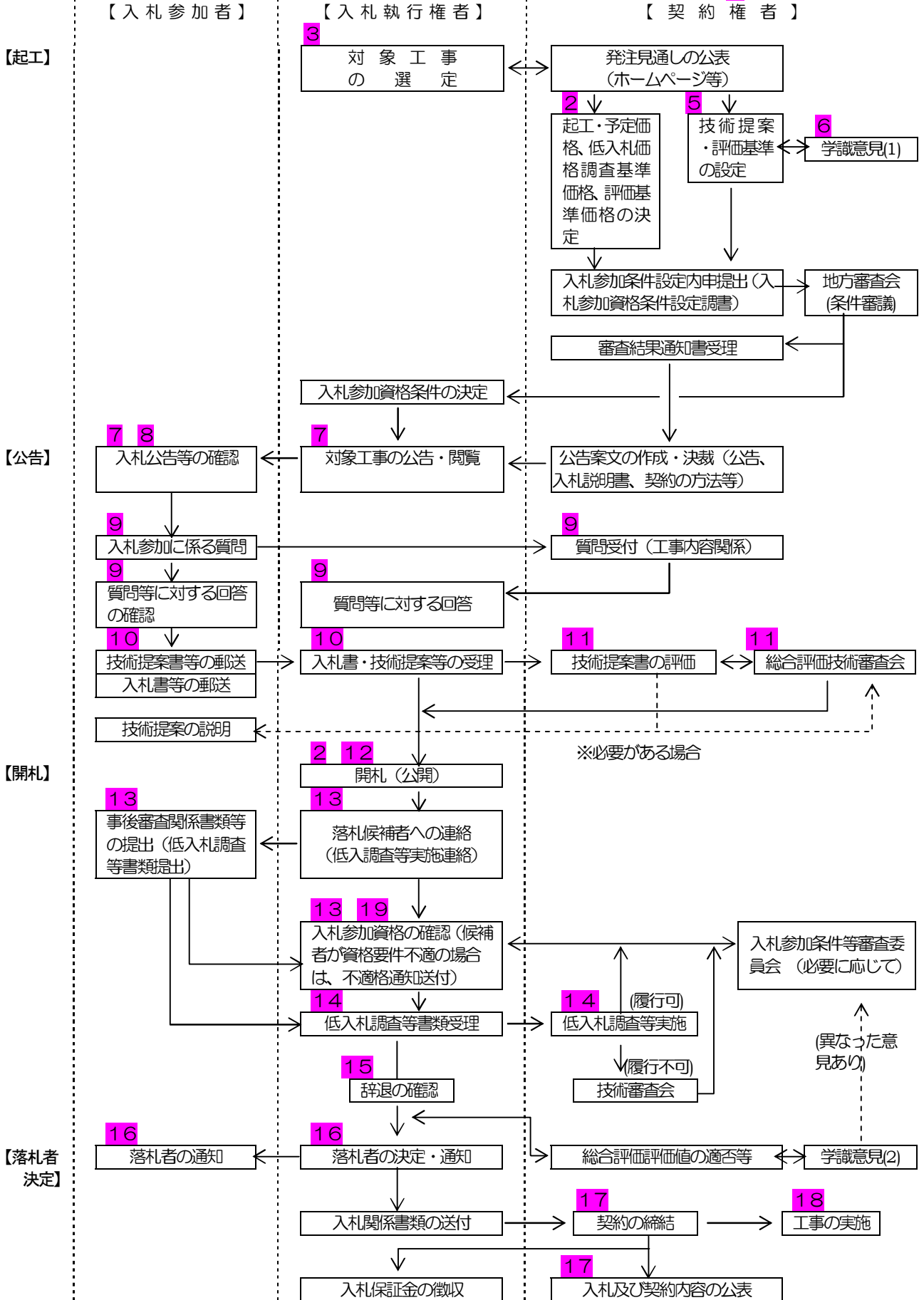


## 目 次

1	総合評価方式とは	1
2	落札者の決定方法（総合評価の方法）	1
3	対象工事	2
4	総合評価方式の種類	2
5	価格以外の評価項目と配点	5
6	学識経験者からの意見聴取	7
7	公告	7
8	入札参加の様式	7
9	見積期間、入札参加に係る質問・回答	8
10	技術提案書の提出	8
11	技術提案書の審査	10
12	入札の執行（開札）	10
13	落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の確認	15
14	低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査	15
15	低入札価格調査基準価格又は詳細調査基準価格を下回り 落札者となった場合の契約の条件	17
16	落札者の決定	17
17	契約の締結、技術提案の評価結果・入札結果の公表	17
18	工事の実施	18
19	理由の請求・回答	18
	総合評価点評価基準（例）	19
	総合評価方式 様式関係記載留意事項	37

# 総合評価方式 入札・契約手続きフロー

○：関連する項番号



## 工事 総合評価方式の主な改正点 (平成 23 年 11 月 1 日以降に入札公告を行う工事に適用)

※ 特別簡易型のみの変更です。(簡易型、標準型は変更ありません。)

### 1 特別簡易型の加算点合計点の変更

特別簡易型の加算点合計点を圧縮しました。

	平成 23 年 11 月 1 日以降	従前(10 月 31 日まで)
加算点合計点	10 点	20 点

### 2 特別簡易型の評価項目の変更

特別簡易型において、「優良工事表彰」を評価対象外とし、配置技術者の「施工能力」及び「工事成績」を新たに評価対象としました。

評価項目	平成 23 年 11 月 1 日以降	従前(10 月 31 日まで)
企業の技術力	小計 3.5 点	小計 9 点
施工能力	2.0 点	4.0 点
工事成績 (詳細は 3)	1.5 点	4.0 点
優良工事	—	1.0 点
配置予定技術者の技術力	小計 1 点	—
施工能力	0.5 点	—
工事成績	0.5 点	—
企業の地域社会に対する貢献度	小計 5.5 点	小計 11 点
(略)	(略)	(略)
合 計	10 点	20 点

### 3 特別簡易型の企業の「工事成績」の評価方法の変更

特別簡易型における企業の技術力の「工事成績」については、評価の対象とする工事を同種・類似工事から同一発注種別工事に拡大し、過去 4 年以内の工事成績評価を対象としていたものを、直近(最新)の工事成績評価を対象とすることとしました。

平成 23 年 11 月 1 日以降	従前(10 月 31 日まで)
福島県発注の同一発注種別工事で、企業の工事成績の評価対象期間(注 1)における直近(最新)の工事成績評価が 75 点以上である場合	過去 4 年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評価が 75 点以上の施工実績がある場合
80 点以上 1.5 点	90 点以上 4 点
75 点以上 80 点未満 1.0 点	80 点以上 90 点未満 3 点
	75 点以上 80 点未満 1 点

(注 1) 特別簡易型の企業の工事成績の評価対象期間とは、基準日の 2 年前の日の属する月の 1 日から基準日の属する月の 3 月前の末日までであり、案件毎に入札公告と一緒に掲示する「総合評価点評価基準(特別簡易型)」の表紙に、「企業の工事成績の評価対象期間」として表示します。

(注 2) 標準型、簡易型の企業の技術力の「工事成績」、全類型の配置技術者の技術力の「工事成績」の評価方法は従前どおりです。

## 1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する調達方式です。

福島県の場合は、工事及び測量等委託業務の条件付一般競争入札のなかで実施しています。（測量等委託業務は試行。）

一般競争入札（WTO）において実施することもあります。

調達方式	概要
一般競争入札 (WTO※)	工事（業務）の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
条件付一般競争入札	有資格業者名簿の格付け等級・評点（工事のみ）、配置技術者の要件、同種、類似工事（業務）の実績、同規模工事（業務）の実績、地域要件などの条件を付して公告し、郵便入札により入札を行い、開札後、事後審査により資格を確認。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※最低制限価格制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式対象）

※ 政府機関等による製品の調達に内国民待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと）、及び無差別待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと）が適用される『政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）』の対象。工事は 23 億円以上、測量等委託業務は 2 億 3 千万円以上。

## 2 落札者の決定方法（総合評価の方法）

総合評価の方法は、次のとおりです。

① 標準点（100 点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「評価点」とする。

$$\text{評価点} = \text{標準点（100 点）} + \text{評価項目ごとの加算点}$$



② 「評価点」を当該入札者の「評価値算出価格」で除した値を「評価値」とする。（「評価値」は計算で求められた値そのものとし、四捨五入や切捨て等による有効桁数の設定をしない。）

$$\text{評価値} = (\text{評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000$$

注：評価値を算出する式で（×1,000,000）は評価値を見やすくするため。





③ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、技術提案が発注提案を満たしている入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。（「評価値」が同じ者が2名以上あった場合はクジにより決定。）

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式<sup>※1</sup>により落札者を決定します。

※1 施工体制事前提出方式の適用は工事のみ。測量等委託業務の総合評価方式はすべて低入札価格調査制度適用。

入札価格が、評価基準価格<sup>※2</sup>を下回る入札参加者の評価値算出価格は評価基準価格とし、入札価格が評価基準価格以上の入札参加者の評価値算出価格は入札価格とします。

入札価格 ≥ 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 入札価格  
 入札価格 < 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 評価基準価格

※2 評価基準価格（非公表）は、予定価格算出の基礎となった積算を基に工事執行権者が設定。

#### 評価値計算例

	A 社	B 社	C 社
加算点	8	5	4
評価点（標準点＋加算点）	108	105	104
入札額	87,000 千円	90,000 千円	80,000 千円
評価基準価格	85,000 千円		
評価値算出価格	87,000 千円	90,000 千円	85,000 千円
評価値（評価点／評価値算出価格）	1.2414	1.1667	1.2235
評価順位	1 位	3 位	2 位

注：評価値は有効桁数を設けませんが、便宜上、表示は小数点4位までとします。

### 3 対象工事

総合評価方式の対象工事は、一般競争入札又は条件付一般競争入札で行う工事の中から選定します。（本書では、条件付一般競争入札での手続きを示します。）

### 4 総合評価方式の類型

#### (1) 類型

##### ① 特別簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、同種・類似工事の経

験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価する。

② 簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価する。

③ 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事において、簡易型の評価項目に加えて安全対策、交通・環境への影響の軽減等の施工上の提案による評価と入札価格とを総合的に評価する。

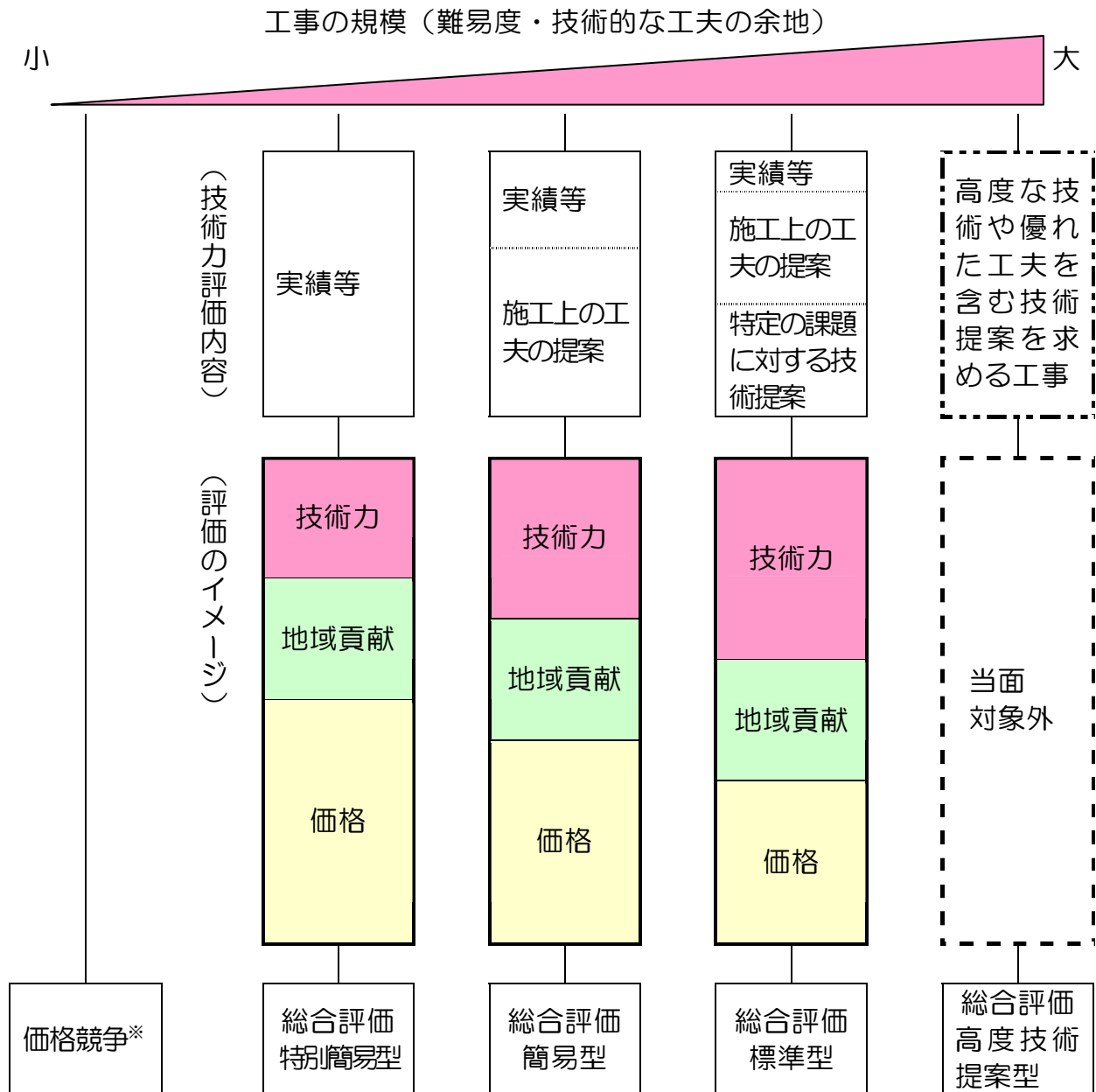
(2) 適用区分

金額により下記の区分により実施します。

金額	入札方式	適用区分
23 億円以上	一般競争入札 (WTO)	○標準型 (23 億円～)
2 億円以上	条件付一般競争入札	○標準型 (2 億円～) 基本的に全件
5 千万円以上		○簡易型 (5 千万円～2 億円) 基本的に全件
3 千万円以上		○特別簡易型 (3 千万円～5 千万円) 基本的に全件
250 万円超		○特別簡易型 (3 千万円未満) 抽出

- ・ 農林水産部、土木部以外の部局での適用は上記を参考に各部局で決定する。
- ・ 一般競争入札 (WTO) で行う工事への適用及び評価基準の設定については工事毎に判断する。
- ・ 災害復旧工事など緊急を要する工事は総合評価方式の対象としない。
- ・ 5 千万円未満の工事においても、施工計画の適切性を評価すべき工事については、簡易型を適用する場合がある。同様に、2 億円未満の工事においても、技術提案を求めるべき工事については、標準型を適用する場合がある。

### (3) 工事 総合評価方式の概念図



※ 特殊な工法や難易度の高い工事等施工者の技術力が必要とされる場合は「同種・類似工事の実績」を入札参加条件とする。

## 5 価格以外の評価項目と配点

### 評価項目及び配点（加算点）

評価項目	配点			備考
	標準型	簡易型	特別簡易型	
<b>企業の技術力</b>	<b>4.0</b>	<b>4.0</b>	<b>3.5</b>	
施工能力				同種類似工事の実績
過去5年以内の実績	1.0	1.0	2.0	
過去5年より前で10年以内	—	—	1.5	
過去10年より前で15年以内	—	—	0.5	
工事成績 ※標準型、簡易型：同種類似工事の成績、特別簡易型：同一発注種別工事の直近の成績				
80点以上	1.0	1.0	1.5	
75点以上 80点未満	—	—	1.0	
優良工事				該当部門の表彰実績
過去10年以内	1.0	1.0	—	
品質管理	0.5	0.5	—	ISO9001 認証取得
技術者確保数	0.5	0.5	—	配置可能技術者
（技能士の活用（技能士職種ごと））	(0.5)	(0.5)	—	※上で得点できないとき
<b>配置予定技術者の技術力</b>	<b>3.5</b>	<b>3.5</b>	<b>1.0</b>	
資格保有	0.5	0.5	—	指定した資格保有
（継続教育）	(0.5)	(0.5)	—	※上で得点できないとき
施工能力	1.0	1.0	0.5	同種類似工事の実績
工事成績	1.0	1.0	0.5	同種類似工事の成績
優良工事	1.0	1.0	—	該当部門の表彰実績
<b>企業の地域社会に対する貢献度</b>	<b>17.5</b>	<b>17.5</b>	<b>5.5</b>	
障がい者雇用	0.5	0.5	—	法定雇用達成等
安全管理	0.5	0.5	—	安全管理表彰受賞
環境配慮	0.5	0.5	—	ISO14001 認証取得
県内業者活用	1.0	1.0	—	下請、資材の活用
子育て応援	0.5	0.5	—	認証取得
仕事と生活の調和	0.5	0.5	—	認証取得
新分野進出	1.0	1.0	—	H13.4.1以降進出（継続中のもの。）
同一市町村内工事実績	2.5	2.5	1.0	
入札参加者の所在地				地域要件毎の評価基準設定
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	2.5	2.5	1.0	
上記以外の評価対象区域内	2.0	2.0	0.5	
ボランティア活動	2.0	2.0	0.5	
消防団加入（1名以上）	1.0	1.0	0.5	
※ ①災害時出勤実績又は災害応援協定締結	2.5	2.5	1.25	
②新卒・離職者の雇用実績 ★				
2名以上の実績	2.5	2.5	1.25	
1名以上の実績	1.5	1.5	0.75	
③雇用の維持・確保 ★				
1名以上増加	2.5	2.5	1.25	
同数	1.5	1.5	0.75	
④除雪・維持補修業務の実績	2.5	2.5	1.25	
<b>施工計画適切性</b>	<b>10.0</b>	<b>10.0</b>	—	
施工計画	10.0	10.0	—	
<b>技術提案</b>	<b>20又は40</b>	—	—	
<b>加算点合計</b>	<b>55又は75</b>	<b>35</b>	<b>10</b>	

※ 選択項目については、入札参加者が、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。

## 【注意事項】

- ① 「工事成績」の評価は、特別簡易型の企業の技術力の「工事成績」のみ、評価対象を当該発注案件と**同一発注種別**の工事での、**直近（最新）**の工事成績評価としていますので、ご注意ください。

ただし、ここでいう直近とは、基準日（開札日）の属する月の3月前の月末までとなり、また直近の工事成績評価が基準日の2年前の日の属する月の前月末日以前のものである場合は対象外となります。

したがって、基準日の2年前の日の属する月の1日（ついたち）から基準日の属する月の3月前の月末までの間で最新（竣工検査年月日で判断）の工事成績評価が対象となります。

（例）基準日（開札日）が12月6日である場合

	← この期間の直近（最新）の工事成績評価が評価対象 →			
2年前の 11月30日	2年前の 12月1日	2年前の 12月6日		9月30日

簡易型と標準型の企業の技術力の「工事成績」、全類型の配置予定技術者の技術力の「工事成績」の評価は、評価対象を当該発注案件の**同種・類似**工事での、**過去4年以内**の工事成績評価（つまり、同種・類似工事での過去4年以内での最高点を技術提案できる。）としていますので、ご注意ください。

- ② 「企業の地域社会に対する貢献度」のうち、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪、維持補修業務の履行実績（一般土木工事、舗装工事に限る。）」については、地域要件によって評価方法が異なりますので注意してください。

なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪、維持補修業務の履行実績（一般土木工事、舗装工事に限る。）」については、県外に本店を有する企業は評価の対象となりません。

また、土木事務所管内とは、例えば県北建設事務所管内であれば「県北建設事務所管内（保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）」、「保原土木事務所」、「二本松土木事務所」の3区分をいいます。（詳しくは総合評価方式 様式関係記載留意事項をご覧ください。）

- ③ 標準型では、技術提案を求める特定の課題（テーマ）として、技術提案項目を設定します。技術提案項目は、1項目（20点）又は2項目（2項目の場合は各項目10点）を基本として設定しますが、工事規模や重要度等を勘案し特に必要があると思われる場合は、各項目20点で2項目設定します。

技術提案の評価（採点）は数値方式、判定方式、順位方式のいずれかで行います。

数値方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容の場合に、提案された数値によって加点する方式。あらかじめ数値に応じた配点を設

定し加点する絶対評価と、最高の数値に満点を、最低限の要求を満たす数値に0点を付与し、その他の数値には数値に応じて按分した点数を付与する相対評価がある。

判定方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容ではない場合（＝定性的な技術提案内容の場合）、あらかじめ提案の優れている程度の段階に応じた配点を設定し加点する方式。絶対評価。

順位方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容ではない場合（＝定性的な技術提案内容の場合）、最も優れた提案に満点を、不可を除く最低の提案に0点を付与し、その他は提案の優れている順序に応じて按分した点数を付与する方式。相対評価。

## 6 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴取することとしています。

## 7 公告

公告手続きについては、公告文をホームページ等に掲載します。入札公告、評価基準、入札説明書に入札するために必要な項目を記載します。

## 8 入札参加の様式

入札参加に必要な様式については、県のホームページ<sup>※1</sup> <sup>※2</sup>からダウンロードできます。また、発注機関の窓口に備え付けて（入札説明書に添付）います。

福島県条件付一般競争入札実施要領に関する様式

様式第2号「競争入札設計図書等に関する質問書」

福島県総合評価方式実施要領に関する様式

様式第1号「技術提案書」（簡易型・標準型）

様式第6号「企業の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第7号「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第8号「企業の地域社会に対する貢献度」（簡易型・標準型）

様式第9号（その1）「技術審査書（工事の工程表）」（簡易型・標準型）

様式第9号（その2）「技術審査書（工程、品質、出来形及び安全管理計画）」（簡易型・標準型）

様式第9号（その3）「技術審査書（施工計画概要書）」（標準型）

様式第9号（その4）「技術審査書（主要工種の施工計画）」（標準型）

様式第10号「〇〇に関する技術提案」（標準型）

様式第11号「企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）」（特別簡易型）

上記の他、低入札価格調査制度<sup>※1</sup> <sup>※2</sup>又は施工体制事前提出方式<sup>※3</sup>に関する様式についても同様です。

※1 工事等入札関係様式のページ

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=14556](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14556)

※2 総合評価方式（工事）のページ

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=15414](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15414)

※3 施工体制事前提出方式のページ

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=15413](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15413)

## 9 見積期間、入札参加に係る質問・回答

見積期間については、通常の場合、条件付一般競争入札の場合は、公告した日から起算して郵便局差出期限日まで17日以上を原則としていますが、総合評価方式の場合は技術提案書等作成準備期間を考慮して特別簡易型及び簡易型で1日程度、標準型3～5日程度加えて設定しています。

入札参加に関する質問は、様式第2号「競争入札設計図書等に関する質問書」により、公告に記載のあて先に提出してください。

回答はできるだけ速やかに、様式第3号「競争入札設計図書等に関する回答書」により質問内容と併せてホームページの入札公告に追加（入札公告と同じ場所に掲示）します。また、閲覧場所においても閲覧できるようにします。

なお、他の入札参加者が質問した内容とそれに対する回答に、重要な内容が含まれている場合がありますので、自らは質問を行っていない場合でも、入札書等の提出（郵送又は電子入札システムによる提出）する前に必ず、設計図書の質問に対する回答の有無及びその内容について、ホームページ又は閲覧場所を確認してください。

## 10 技術提案書の提出

入札の際に、入札書、見積内訳書及び見積内訳総括表<sup>※1</sup>と一緒に提出する書類は以下のとおりですが、技術提案書は入札書、見積内訳書及び見積内訳総括表<sup>※</sup>と異なり、中封筒に入れず、中封筒と一緒に外封筒に入れて送付してください。

中封筒に技術提案書を入れてしまうと入札書が無効となりますので、注意してください。

また、様式第1号「技術提案書」に記名押印がない場合も無効となりますので注意してください。（電子入札を除く。）

この、郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”は、電子入札の場合は、入札書の送信（電子入札システムでの入力）の前に電子入札システムで行う入札参加申請の際に、添付ファイル<sup>※2</sup>として電子入札システムで送信してください。

なお、標準型においては、発注者が示す「発注提示案」（閲覧図書で示した施工方法等。）と異なる施工方法等の提案がある場合は、その内容を示す技術提案書を提出してください。（ただし、その提案が施工方法として不適切であったり、著しくオーバースペックである等、採用できない提案である場合は、無効となります。）

- ※1 低入札価格調査制度適用工事の場合・・・見積内訳総括表  
 施工体制事前提出方式適用工事の場合・・・工事費内訳書、下請工種内訳書及び工  
 事費内訳書を記録したFD

**重 要**

- ※2 電子入札システムの添付送信機能は、1ファイルしか添付できないシステムとなっ  
 ているので、圧縮ファイル等で1つのファイルにしてから添付送信してください。

郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”		
類 型	名 称	様式番号
特別簡 易型	技術提案書 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献 度（実績・経験等）	様式第1号 様式第11号
簡易型	技術提案書 企業の技術力（実績・経験等） 配置予定技術者の技術力（実績・経験等） 企業の地域社会に対する貢献度 技術審査書	様式第1号 様式第6号 様式第7号 様式第8号 様式第9号（その1~2）
標準型	<b>発注提示案と異なる施工方法の技術提案がある場合 又は 発注提示案に基づき施工する場合で発注提示 案に関する技術提案がある場合</b> 技術提案書 企業の技術力（実績・経験等） 配置予定技術者の技術力（実績・経験等） 企業の地域社会に対する貢献度 技術提案に基づく技術審査書又は発注提示 案に基づく技術審査書 「〇〇に関する技術提案」（標準型の技術提 案で様式を定める場合） <b>発注提示案に基づき施工する場合で発注提示案に関 して改めて提案する技術提案がない場合</b> 技術提案書 企業の技術力（実績・経験等） 配置予定技術者の技術力（実績・経験等） 企業の地域社会に対する貢献度 技術審査書	様式第1号 様式第6号 様式第7号 様式第8号 様式第9号（その1~4） 様式第10号 様式第1号 様式第6号 様式第7号 様式第8号 様式第9号（その1~4）

- なお、提出された技術提案書等については、次のように取り扱っています。
- ア 差し替え、再提出は認めません。
  - イ 作成にかかる費用は、入札参加者の負担とします。
  - ウ 技術提案書等の返却は行わず、虚偽の記載があった場合など、一部の例外を除いて公表や他の用途には使用しません。

## 1.1 技術提案書の審査

技術提案書の審査に当たっては、原則として、提出された各様式のみに基づいて入札参加者の評価を行います。

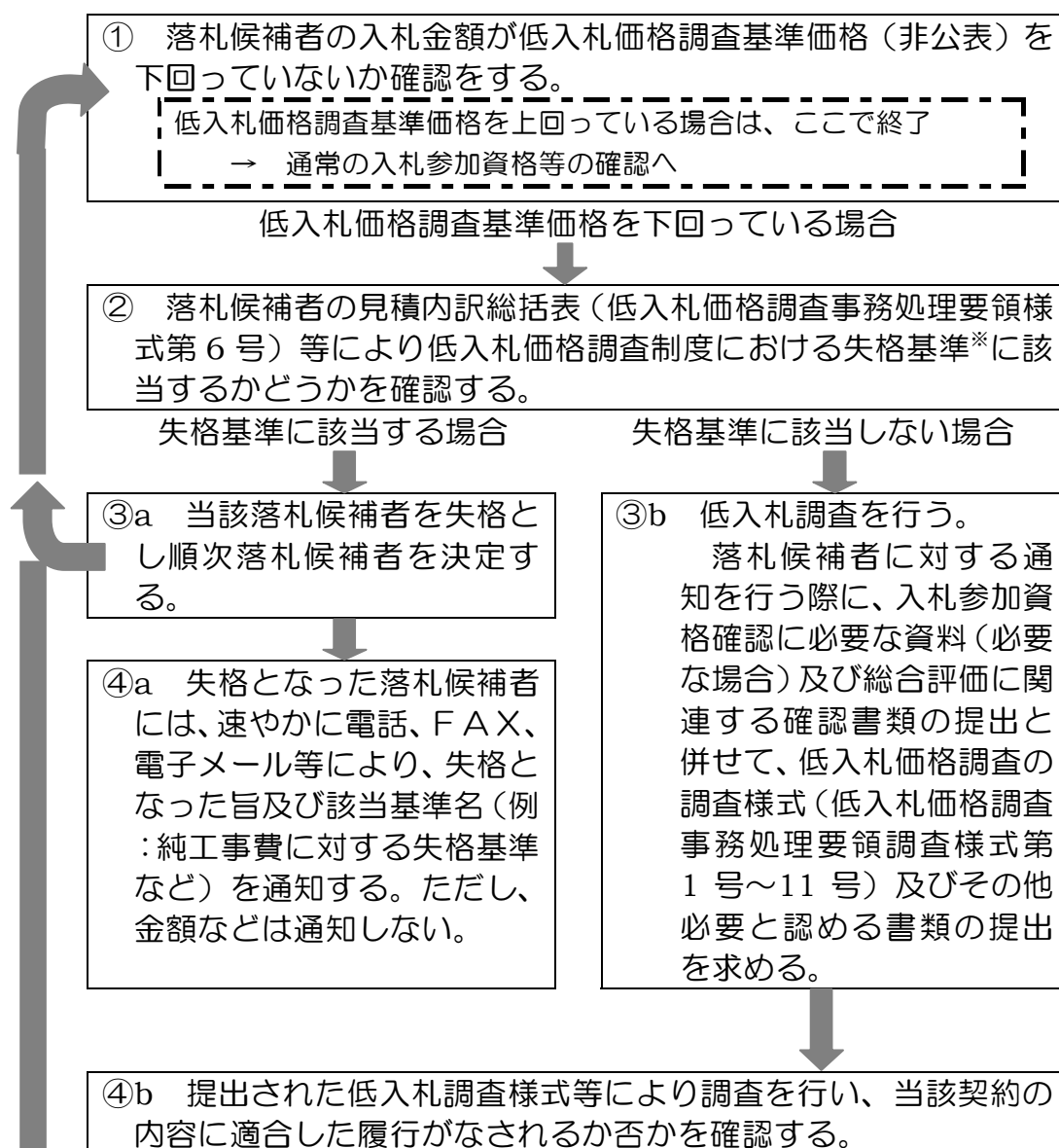
## 1.2 入札の執行（開札）

開札では「総合評価方式入札結果」（様式第4号）に各入札者の入札額、評価値算出価格を記入し、評価値及び順位を決定します。

さらに、評価値の高い順に2番目までの者を落札候補者として、その場で発表します。

その後、当該工事が低入札価格調査制度の適用工事の場合は次の（1）、当該工事が施工体制事前提出方式の適用工事の場合は次の（2）の手続を行います。（工事の総合評価方式は必ず、低入札価格調査制度か施工体制事前提出方式のいずれかが適用となります。）

### （1）低入札価格調査制度に関する手続



→ 「14 低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査」

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とし順次落札候補者を決定する。

なお、低入札調査への対応ができない、または低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件（「15 低入札価格調査基準価格又は詳細調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件」参照。）に対応できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

当該落札候補者が辞退した場合は、順次落札候補者を決定します。

※ 低入札価格調査制度における失格基準

下記に示す失格基準に該当する場合は失格とする。（WTO 案件については、ア～ウ（失格基準 1～3）を適用。）

ア 直接工事費に対する失格基準（失格基準 1）

・ 入札額（税込）が5千万円以下の場合 《税抜：47,619,047 円 以下》  
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.95  
(千円未満切り捨て)

・ 入札額（税込）が5千万円超の場合 《税抜：47,619,048 円 超》  
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.9  
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準（失格基準 2）

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.9  
(千円未満切り捨て)

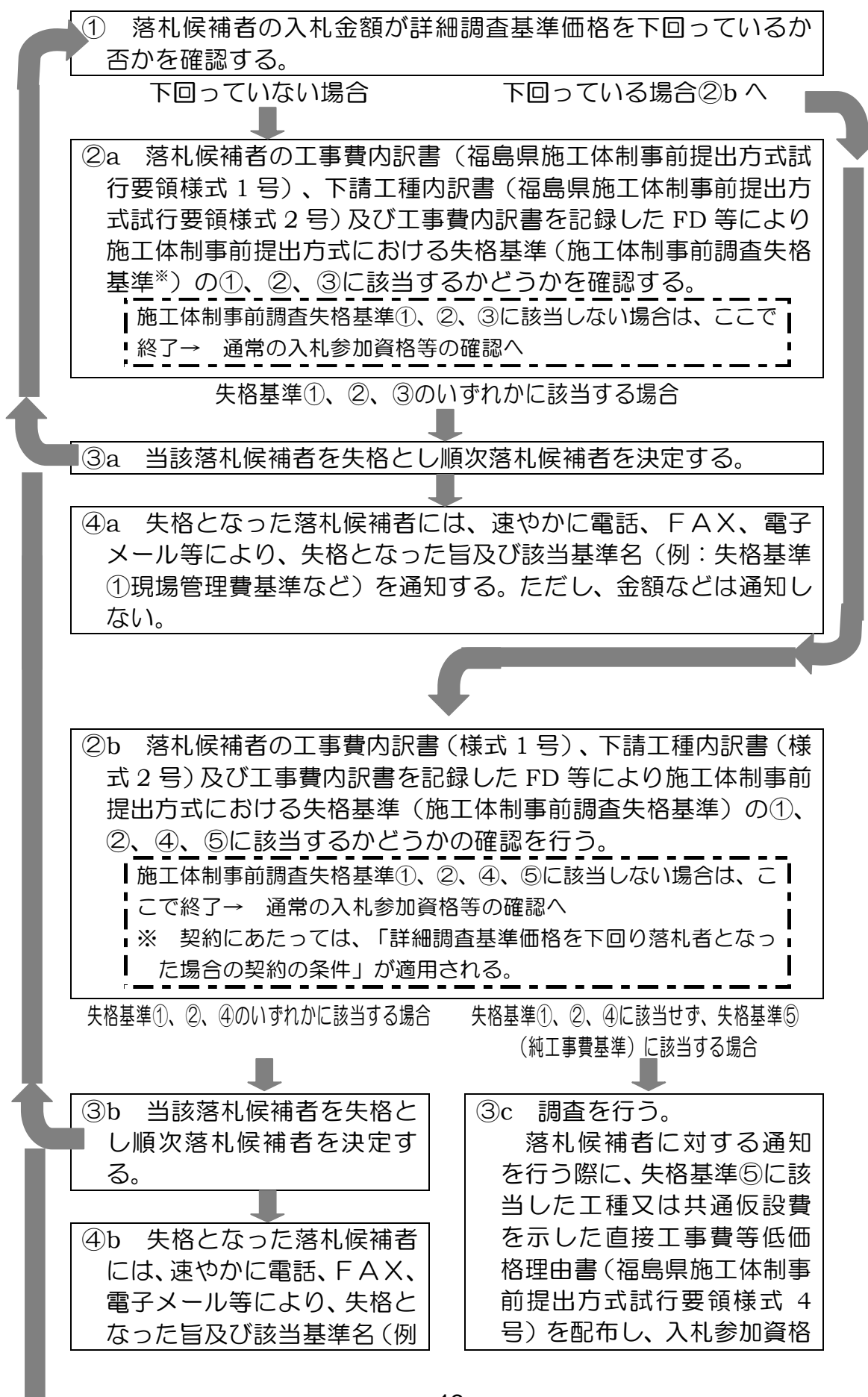
ウ 現場管理費に対する失格基準（失格基準 3）

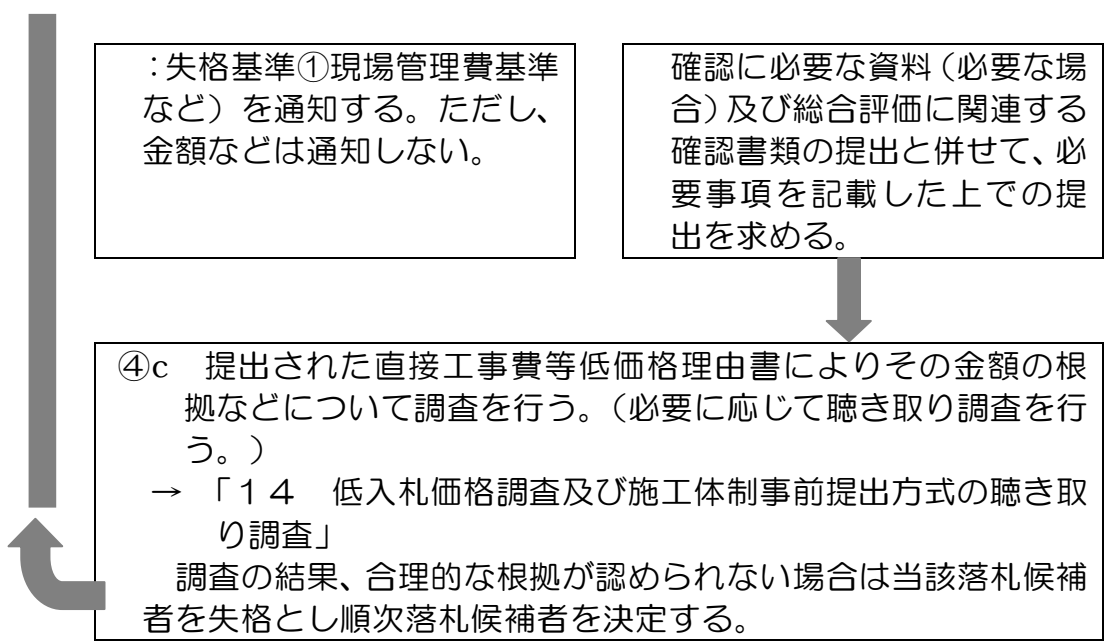
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.7  
(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準（失格基準 4）

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45  
(千円未満切り捨て)

## (2) 施工体制事前提出方式に関する手続





なお、調査への対応ができない、または詳細調査基準価格を下回って落札者となった場合の契約の条件（「15 低入札価格調査基準価格又は詳細調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件」参照。）に対応できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

当該落札候補者が辞退した場合は、順次落札候補者を決定します。

- ※ 施工体制事前調査失格基準
- 失格基準①～④のいずれかに該当する場合は失格とする。失格基準⑤に該当した場合、直接工事費等低価格理由書（様式4号）による調査（必要に応じて聴き取り調査）を行い、合理的な根拠が認められない場合は失格とする。
- ア 現場管理費に対する失格基準  
失格基準①  
 落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額  
 × (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45) (千円未満切り捨て)
- イ 一般管理費に対する失格基準  
失格基準②  
 落札候補者の一般管理費相当額 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45 (千円未満切り捨て)
- ウ 元請下請適正化に関する基準（建築工事及び建築設備工事は適用しない。）  
失格基準③  
 落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 詳細調査基準価格 / 予定価格
- 失格基準④  
 落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率  
 なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合が

ら次式により算出する。

直接工事費における想定下請応札率

＝ 下請金額の総額 / 想定下請設計額の総額

＝ 下請金額の総額 /  $\Sigma$  (各工種の下請金額 / 当該工種における工種別  
応札率)

下請金額の総額：直接工事費に計上された下請金額の総額

想定下請設計額の総額：各工種の想定下請設計額の総額

各工種の想定下請設計額：各工種の下請金額を当該工種における工種別  
応札率で除した額

工種別応札率：直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当  
該工種毎の設計額に対応した応札額との割合

応札率：入札額を予定価格で除した率

工 純工事費に対する失格基準

失格基準⑤

- ・ 落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 <  
設計額における各工種毎の直接工事費相当額×0.85  
(千円未満切り捨て)
- ・ 落札候補者の共通仮設費相当額 <  
設計額における共通仮設費相当額×0.85 (千円未満切り捨て)

### 【注意事項】

#### ① スクラップ処分費について

スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準において直接工事費から控除しています。

（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出します。）

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除後の金額で判定しています。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）又は工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から控除した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

#### ② 一括計上価格について

県の積算基準において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっています。

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定しています。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表又は工事費内訳書において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

③ 各工事区分における諸経費等については、以下のとおり取り扱うものとします。

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費(据付)	次の額を合算した額 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

※ 純工事費相当額は、直接工事費相当額と共通仮設費相当額を合算した額になります。

### 1 3 落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の提出

第1順位の落札候補者が開札に立ち会っていないときは、開札後速やかに電話、FAX、電子メール等により、第1位の落札候補者となった旨を連絡します。

その際、併せて、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第5号）と入札参加資格確認に必要な資料（必要な場合）、及び技術提案を確認する資料（総合評価方式様式関係記載留意事項に記載されている確認のための提出書類）の提出を求めます。

なお、提出期限は、提出を求めた日から起算して3日以内（休日を除く。）とします。

また、低入札価格調査又は施工体制事前提出方式における失格基準⑤に該当する場合は、併せて低入札調査様式（低入札価格調査事務処理要領調査様式第1号～11号）又は直接工事費等低価格理由書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式4号）等の提出を求めますが、その際に提出期限を指定しますので、その期限までに提出してください。（7日以内（休日を含める。）を標準としています。）

### 1 4 低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査

#### (1) 低入札価格調査制度における低入札価格調査

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合は、当該落札候補者に低入札調査様式（低入札価格調査事務処理要領調査様式第1号～11号）の提出を求め、提出された低入札調査様式を基に、聴き取り

調査等により以下のア～スの内容に関して調査を実施し、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認します。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とします。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 労務者の確保や配置の内容

コ 過去に施工した公共工事名

サ 公共工事の施工成績

シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

ス その他必要な事項

## （2）施工体制事前提出方式

### ① 施工体制事前提出方式における施工体制等事前調査

落札候補者が、失格基準⑤に該当した場合は、当該落札候補者に、失格基準⑤に該当した工種又は共通仮設費についての直接工事費等低価格理由書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式4号）の提出を求め、提出された直接工事費等低価格理由書を基に、その金額の根拠等（その価格により入札した理由、当該工種又は共通仮設費の詳細内訳及びそれらを裏付ける根拠（手持ち資材・機材、地理的条件など））について調査（必要に応じて聴き取り調査）を行います。

調査の結果、その金額の根拠等について、合理的な根拠が認められない場合は当該落札候補者を失格とします。

### ② 施工体制確認調査

施工体制事前提出方式においては、契約締結後にも調査（施工体制確認調査）を行います。

当該請負者が入札時に提出した工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）等を基に、当該請負者が契約締結後に提出する下請通知書（福島県元請・下請関係適正化要綱様式第4号）、下請契約書の写し及び下請負報告書（福島県元請・下請関係適正化要綱様式第5号）等により、以下のア～オの内容に関して調査し、適切に下請契約がなされているかどうかを確認します。

調査は、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加資格制限又は工事成

績評定点の減点の対象となる場合があります。

- ア 下請負人の確認
- イ 下請金額の確認
- ウ 下請工事内容の確認
- エ 下請金額総額の確認
- オ 下請負報告書等の確認

#### 1 5 低入札価格調査基準価格又は詳細調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）又は詳細調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とします。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等の資格以上を有する 2 名を配置するものとし、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要する。（落札者が共同企業体（経常又は特定）の場合は代表構成員にのみ適用。）

#### 1 6 落札者の決定

「1 3 落札候補者への連絡（第 1 順位の落札候補者のみ）、書類の提出」の提出資料の確認後に落札者を決定し、落札者に直接通知します。なお、第 2 順位以下の入札参加者には、入札結果の公表をもって連絡に代えます。

#### 1 7 契約の締結、技術提案の評価結果・入札結果の公表

落札者に対し落札者決定の通知（連絡）を行った後、当該落札者と契約を締結します。

契約締結後 1 週間以内に、技術提案の評価結果も含め、入札及び契約の過程に関する事項を公表します。

具体的には、以下の書類を発注機関のホームページに掲載及び閲覧に供するとともに、発注機関の管内の地方振興局県政情報コーナー（県北地方の場合は県庁西庁舎県政情報センター）でも閲覧に供します。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第 4 号）
- イ 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書

- ウ 入札公告の写し
- エ 総合評価方式評価結果（様式第2号）
- オ 総合評価方式入札結果（様式第4号）

## 1.8 工事の実施

### (1) 技術提案書に基づく施工

工事の実施に当たっては、提出した技術提案に基づき施工計画書を作成し、施工してください。

技術提案に基づく施工ができなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点等の措置を行うこととなります。技術提案に基づく施工ができなかった原因が、技術提案書等提出書類の虚偽記載に基づくものと認めるときは、入札参加資格制限等の措置の対象となる可能性があります。

### (2) 低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明した内容の履行など

施工体制事前提出方式における施工体制確認調査（「1.4(2)② 施工体制確認調査」参照。）のほか、工事実施中及び必要に応じ工事の完了後にも、低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明した内容が適切に履行されたかどうかの調査を行います。

また、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式の別にかかわらず、下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事については、必要に応じ、工事完了後に、下請状況を確認するための実地調査を元請、下請業者に対して個別に行います。

低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明した内容の履行がなされていないことが確認された場合や、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合は、その者に対して指導を行います。

その指導に対して適切な対応がなされない場合は、工事成績評定点の減点等の措置を行うこととなり、また、入札参加資格制限等の措置の対象となる可能性があります。

## 1.9 理由の請求・回答

落札者となれなかった者等は、入札執行機関に対して理由の説明を書面により求めることができます。この場合、理由を求められた入札執行権者は、その理由を書面により質問者に回答します。

さらにその回答に対し不服がある場合には、その回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に再苦情の申立をすることができます。

再苦情については、入札制度等監視委員会で審議されます。

再苦情の申立の手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領の規定により行います。

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

(別記 2)

総合評価点評価基準(特別簡易型)(例)

特別簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、特別簡易型における加算点の最高点は10点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 ○○-○○○○○-○○○○
- 2 工事名 ○○○○工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字○○字○○地内(県道○○○○線)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している

番号	評価基準	左記の具体的な内容
※1	同種・類似工事	道路改良工事(2車線以上の道路に限る)
※2	施工実績指定金額	1千万円
※3	企業の工事成績の評価対象期間(基準日の2年前の日の属する月の1日から基準日の属する月の3月前の末日まで)	平成21年12月1日から 平成23年9月30日まで
※4	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	国見町
※5	地域要件	県北建設事務所管内
※6	入札参加者の所在地等の評価対象	保原土木事務所管内
※7	災害時の出勤実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※7～※10から2項目を選択すること。 《上記以外の工事》 ※7～※9から2項目を選択すること。  注) 選択した2項目のみ記載すること
※8	新卒・離職者の雇用実績	
※9	雇用の維持・確保	
※10	除雪、維持補修業務の履行実績	
※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点 地域要件が喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村、南会津町又はいわき市である場合は、所属する分団名まで記載すること。		

● 共通事項

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去15年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去10年より前で15年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0点	／2.0
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間(※3)における直近(最新)の工事成績評定が75点以上である場合		
	・成績評定が80点以上	1.5点	
	・成績評定が75点以上80点未満	1点	
	上記以外	0点	／1.5
小計点①			／3.5

② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
小計点②			／1.0

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
同一市町村内の工 事実績	過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内（※4）において公共工事の工事実績がある場合	1 点	/1.0
	上記以外	0 点	
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店又は支店・営業所（以下「本店等」という。）が工事箇所と同一市町村内（※4）にある場合 <sup>(注)</sup>	1 点	/1.0
	地域要件が（※5）の時で、当該工事箇所が存する管内（※6）に入札参加業者の本店又は支店・営業所（以下「本店等」という。）がある場合	0. 5 点	
	上記以外	0 点	
ボランティア活動 への取組み状況	地域要件が（※5）の時で、当該工事箇所が存する管内（※6）に本店等がある企業が、当該管内（※6）で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	0. 5 点	/0.5
	上記以外	0 点	
消防団への継続加 入状況	地域要件が（※5）の時で、当該工事箇所が存する管内（※6）に本店等がある企業が、当該管内（※6）市町村の消防団に過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合	0. 5 点	/0.5
	上記以外	0 点	
（※7） 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	地域要件が（※5）の時で、当該工事箇所が存する管内（※6）に本店等がある企業が、当該管内（※6）で過去3年以内に災害時の出動実績がある場合	1. 2 5 点	/1.25
	上記で得点できない場合で、地域要件が（※5）の時で、当該工事箇所が存する管内（※6）に本店等がある企業が、当該管内（※6）が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定を県と締結している場合	1. 2 5 点	
	上記以外	0 点	

(注) 「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※8) 新卒・離職者の雇用実績	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)において過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している場合	1.25点	/1.25
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している場合		
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している場合	0.75点	
	上記以外	0点	
(※9) 雇用の維持・確保	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、当該管内(※6)における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている場合	1.25点	/1.25
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う場合		
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、当該管内(※6)における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ場合	0.75点	
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績 (一般土木工事、舗装工事に限る)	地域要件が(※5)の時、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)で過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	1.25点	/1.25
	上記以外	0点	
小計点③			/5.5
合計点	小計①～③の合計点		/10.0

●地域要件毎の評価対象

(◎支店・営業所とは、県内に本店を有する企業の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

i) 入札参加者の所在地

(加算点が1.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)
管内	同一市町村内
隣接三管内	
県内	
なし	

(注) 同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

(加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)
管内	土木事務所管内
隣接三管内	建設事務所管内
県内	
なし	県内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

iii) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 加入消防団 の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結

(災害時の出動実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 出動実績	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年以内に 1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲
管内	土木事務所管内	
隣接三管内	建設事務所管内	
県内		
なし	県内	

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 新卒・離職者の 勤務地	評価対象 期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内		過去1年 以内	0.75点	1.25点
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
なし	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象 期間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	
管内	土木事務所管内	平成23年3月11日 以降の雇用実績	1.25点	
隣接三管内	建設事務所管内			
県内				
なし	県内			

## vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 従業員の勤務地	評価対象 となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内		開札日 における1 年前との 比較	0.75点	1.25点
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
なし	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	配点
管内	土木事務所管内	1.25点
隣接三管内	建設事務所管内	
県内		
なし	県内	

## vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	除雪・維持補修 業務の実績	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年以内 に1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

### 総合評価点評価基準（簡易型）（例）

簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、簡易型における加算点の最高点は35点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 ○○－○○○○○－○○○○
- 2 工事名 ○○○○工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字○○字○○地内（県道○○○○線）

特に注釈など記載がない場合は、**同種・類似工事に設定した内容の工事での当該部門での受賞実績が加算対象になります。**

以下の番号（※○）の具体的な内容は、共通事項の番号（※○）に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容
※1	同種・類似工事	道路改良工事（2車線以上の道路に限る）
※2	施工実績指定金額	3千万円
※3	優良工事表彰部門	農道、林道部門（農林水産部、舗装工を除く） 又は道路部門（土木部）
※4	技能士資格	型枠施工、鉄筋施工
※5	技術者保有資格	一級土木施工管理技士
※6	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	国見町
※7	地域要件	県北建設事務所管内
※8	入札参加者の所在地等の評価対象	保原土木事務所管内
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2で各1枚（A4判片面）以内（資料添付不可）
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目を選択すること。 《上記以外の工事》 ※10～※12から2項目を選択すること。 注) 選択した2項目のみ記載すること
※11	新卒・離職者の雇用実績	
※12	雇用の維持・確保	
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	

● 共通事項

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合	1点	/1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1点	/1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去10年度以内に福島県発注の指定部門(※3)において、優良工事表彰の受賞実績がある場合	1点	/1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
技術者確保数 (当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数を評価)	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)以上の場合	0.5点	/0.5
	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)未満の場合で、当該工事に関連する技能士資格(建設関係)のうち〇〇又は△△(※4)の資格を有する者を当該工事に配置可能な場合(下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も可)	0.5点	
	上記以外	0点	
小計点①			/4.0

② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	(※5)の資格を保有して10年以上の経験がある場合	0.5点	/0.5
	上記で得点できない場合で、継続教育(CPD)制度に継続参加中である場合	0.5点	
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において請負金額が指定金額以上（※2）の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績点が80点以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県の優良工事表彰の有無について評価）	過去に福島県発注の指定部門（※3）において、監理技術者又は主任技術者として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
小計点②			／3.5

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
安全管理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
県内業者の活用	1 県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合 2 県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
次世代育成支援 (子育て応援)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1点	/1.0
	上記以外	0点	
同一市町村内の工 事実績	過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内(※6)において公共工事の工事実績がある場合	2.5点	/2.5
	上記以外	0点	
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店又は支店・営業所(以下「本店等」という。)が工事箇所と同一市町村内(※6)にある場合(注)	2.5点	/2.5
	地域要件が(※7)の時、当該工事箇所が存する管内(※8)に入札参加業者の本店又は支店・営業所(以下「本店等」という。)がある場合	2.0点	
	上記以外	0点	
ボランティア活 動への取組み状 況	地域要件が(※7)の時、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	2点	/2.0
	上記以外	0点	
消防団への継続 加入状況	地域要件が(※7)の時、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)市町村の消防団に過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合	1点	/1.0
	上記以外	0点	

(注) 「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で過去3年以内に災害時の出動実績がある場合	2.5点	/2.5
	上記で得点できない場合で、地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定を県と締結している場合	2.5点	
	上記以外	0点	
(※11) 新卒者・離職者の 雇用実績	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)において過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している場合	2.5点	/2.5
	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している場合		
	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している場合	1.5点	
	上記以外	0点	
(※12) 雇用の維持・確保	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業において、当該管内(※8)における従業員数(正規雇用)が1年前より1名以上増えている場合	2.5点	
	地域要件が(※7)の時に、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業において、東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う場合		

評価内容	評価基準	配点	得点
(※12) 雇用の維持・確保	地域要件が(※7)の時、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業において、当該管内(※8)における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ場合	1.5点	/2.5
	上記以外	0点	
(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績 (一般土木工事、舗装工事に限る)	地域要件が(※7)の時、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	2.5点	/2.5
	上記以外	0点	
小計点③			/17.5

●地域要件毎の評価対象

(Ⓞ支店・営業所とは、県内に本店を有する企業の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

i) 入札参加者の所在地

(加算点が2.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)
管内	同一市町村内
隣接三管内	
県内	
なし	

(注) 同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

(加算点が2.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)
管内	土木事務所管内
隣接三管内	建設事務所管内
県内	
なし	県内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア 活動を行った場所	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年間 以上継続して 1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

iii) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 加入消防団 の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結  
(災害時の出動実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 出動実績	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年以内 に1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲
管内	土木事務所管内	
隣接三管内	建設事務所管内	
県内		
なし	県内	

v) 新卒・離職者の雇用実績  
(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 新卒・離職者の 勤務地	評価対象 期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内		過去1年 以内	1. 5点	2. 5点
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
なし	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	
管内	土木事務所管内	平成23年3月11日 以降の雇用実績	2.5点	
隣接三管内	建設事務所管内			
県内				
なし	県内			

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 従業員の勤務地	評価対象 となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内	開札日に おける1 年前との 比較	1.5点	2.5点	
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
なし	県内				

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	配点
管内	土木事務所管内	2.5点
隣接三管内	建設事務所管内	
県内		
なし	県内	

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	除雪・維持補修 業務の実績	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年以内 に1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

④施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点	
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が 95 点以上の場合	10点		
	技術審査書の点数が 90 点以上 95 点未満の場合	9点		
	技術審査書の点数が 85 点以上 90 点未満の場合	8点		
	技術審査書の点数が 80 点以上 85 点未満の場合	7点		
	技術審査書の点数が 75 点以上 80 点未満の場合	6点		
	技術審査書の点数が 70 点以上 75 点未満の場合	5点		
	技術審査書の点数が 65 点以上 70 点未満の場合	4点		
	技術審査書の点数が 60 点以上 65 点未満の場合	3点		
	技術審査書の点数が 55 点以上 60 点未満の場合	2点		
	技術審査書の点数が 50 点以上 55 点未満の場合	1点		
	技術審査書の点数が 0 点以上 50 点未満の場合	0点		／10.0
	小計点④			
合計点	小計①～④の合計		／35.0	

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

(別記3)

総合評価点評価基準(標準型) (例)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は55点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 ○○-○○○○○-○○○○
- 2 工事名 ○○○○工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字○○字○○地内(県道○○○○線)

特に注釈など記載がない場合は、**同種・類似工事に設定した内容の工事での当該部門での受賞実績が加点対象になります。**

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	橋梁下部工事	
※2	施工実績指定金額	1億円	
※3	優良工事表彰部門	特殊構造物部門(農林水産部、橋梁工事に限る)又は橋梁部門(土木部)	
※4	技能士資格	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	
※5	技術者保有資格	一級土木施工管理技士	
※6	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	国見町	
※7	地域要件	県内	
※8	入札参加者の所在地等の評価対象	県北建設事務所管内	
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2、その3、その4で各1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目を選択すること。	
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》	
※12	雇用の維持・確保	※10～※12から2項目を選択すること。	
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※14	技術提案項目	具体的な評価内容	具体的な評価基準
		1 マスコンクリートの施工における品質確保に関する技術提案	コンクリートの配合や打設方法、養生方法等に関する工夫
		2 深礎杭の出来形・品質向上に関する技術提案	深礎杭の施工方法や出来形管理方法に関する工夫

※15	技術提案の指定枚数等	※14で設定された各技術提案項目につき様式10号1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)
-----	------------	---

●共通事項

①～④：簡易型と同じなので略(実際の公告では表示されます。)

⑤技術提案(技術提案項目(※14))

評価内容	評価基準	配点	得点
マスコンクリートの施工における品質確保に関する技術提案	コンクリートの配合や打設方法、養生方法等に関する工夫	判定方式	/10.0
深礎杭の出来形・品質向上に関する技術提案	深礎杭の施工方法や出来形管理方法に関する工夫	判定方式	/10.0
小計点⑤			/20
合計点	合計点=加算点(a)+加算点(b) 〔加算点(a)=小計①～④の合計 加算点(b)=小計点⑤〕		/55

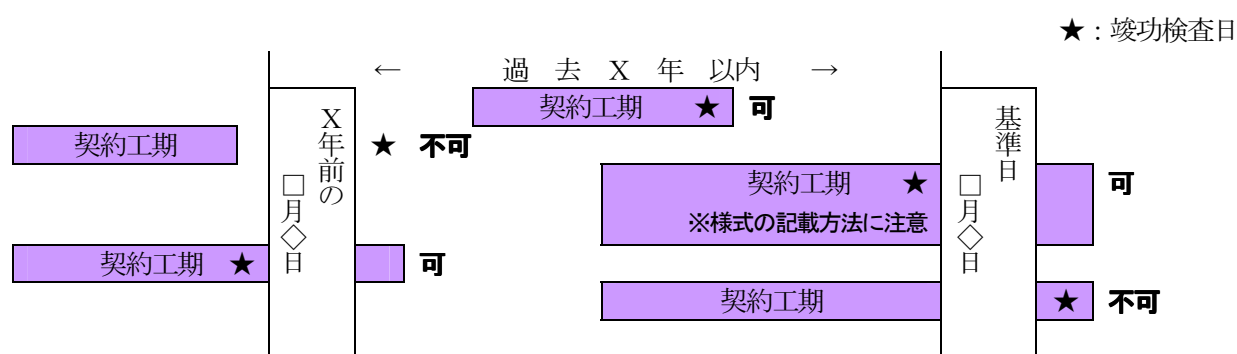
標準型の加算点(55点)=加算点(a)+加算点(b)

- ・加算点(a)：最大35点
- ・加算点(b)：標準20点

## 総合評価方式 様式関係記載留意事項

### § 1 共通

- 1 記載事項の基準日は開札予定日を基本としますが、年度の実績で評価を行う項目もありますので注意してください。
- 2 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。
- 3 記載に当たって不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。
- 4 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。  
履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣功検査日（合格したものに限り）が基準日以前の場合は、竣功検査日とします。



「※様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣工検査年月日を記載してください。

- 5 共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員について実績を評価します。  
なお、単体企業で入札に参加する場合、共同企業体（特定又は経常）での実績については、構成員としての実績であっても評価の対象となります。
- 6 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合、様式第1号に記名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。ただし、電子入札の場合、押印は不要です。
- 7 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 8 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 9 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。
- 10 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

県北建設事務所（保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）
保原土木事務所
二本松土木事務所
県中建設事務所（三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。）
三春土木事務所
須賀川土木事務所
石川土木事務所
県南建設事務所（棚倉土木事務所管内を除く。）
棚倉土木事務所

会津若松建設事務所（宮下土木事務所管内を除く。）
宮下土木事務所
喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所管内を除く。）
猪苗代土木事務所
南会津建設事務所（山口土木事務所管内を除く。）
山口土木事務所
相双建設事務所（富岡土木事務所管内を除く。）
富岡土木事務所
いわき建設事務所（勿来土木事務所管内を除く。）
勿来土木事務所

1 1 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。（落札候補者にならなかった場合、確認書類の提出の必要はありません。）

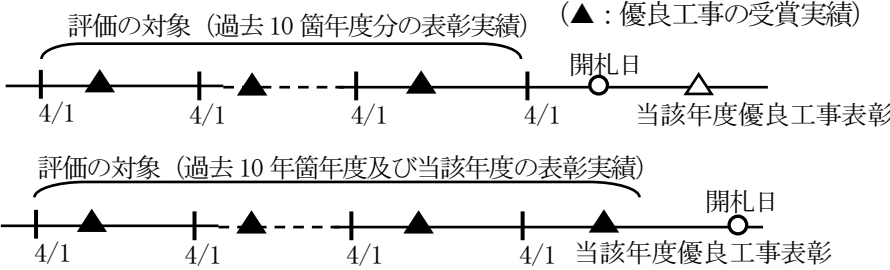
## § 2 様式第 1 号関係（技術提案書）（特別簡易型・簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項														
住所・商号又は名称など	<p>1 入札書等の郵送において様式第 1 号が郵送されない場合、様式第 1 号に記載名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。ただし、電子入札の場合、押印は不要です。</p> <p>2 評価項目の一つである「入札参加者の所在地」は、様式第 1 号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>3 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載し、押印してください。</p> <p>4 「入札参加者の所在地」は工事箇所や地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="534 1550 1426 1780"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th colspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> <tr> <th>配点</th> <th>上位点</th> <th>下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td rowspan="4">同一市町村内（※）</td> <td>土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td>建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td rowspan="2">県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「同一市町村内」の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）		配点	上位点	下位点	管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内	隣接三管内	建設事務所管内	県内	県内	なし
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）														
配点	上位点	下位点													
管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内													
隣接三管内		建設事務所管内													
県内		県内													
なし															

§ 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）

項 目	記 載 留 意 事 項								
<p>施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去10年以内【様式11号（特別簡易型）の場合は過去15年以内】に当該工事の同種・類似工事で（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。 また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</li> <li>2 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当すれば評価対象となります。</li> <li>3 施工実績は、元請としての施工に限ります。</li> <li>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</li> <li>5 コリンス登録がなされている工事については、「工事番号・工事名」欄の（ ）に登録番号を記載してください。</li> <li>6 共同企業体（特定又は経常）での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。</li> <li>7 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</li> <li>8 確認のための資料は契約書の写しとします。ただし、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</li> </ol>								
<p>工 事 成 績  様式第6号（簡易型・標準型）のみ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。</li> <li>2 確認のための提出書類は、工事成績評点通知書の写しとします。</li> </ol>								
<p>工 事 成 績 (同一発注種別工事で直近の工事成績)  様式第11号（特別簡易型）のみ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福島県発注の同一発注種別工事で直近の工事成績評定が75点以上である場合、加点対象となります。</li> <li>2 ただし、ここでいう直近とは、基準日（開札日）の属する月の3月前の月末までとなり、また直近の工事成績評定が基準日の2年前の日の属する月の前月末日以前のものである場合は対象外となります。 したがって、基準日の2年前の日の属する月の1日（ついたち）から基準日の属する月の3月前の月末までの間で最新の工事成績評定が対象となります。</li> <li>3 竣功検査年月日で判断します。 (例) 基準日（開札日）が4月6日である場合  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2年前の 3月31日</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2年前の 4月1日</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2年前の 4月6日</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1月31日</td> </tr> </table> </li> <li>3 該当がない場合は記載不要です。</li> <li>4 確認のための提出書類は、工事成績評点通知書の写しとします。</li> </ol>	← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →				2年前の 3月31日	2年前の 4月1日	2年前の 4月6日	1月31日
← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →									
2年前の 3月31日	2年前の 4月1日	2年前の 4月6日	1月31日						

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>優 良 工 事 表 彰</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事において、指定された部門の優良工事表彰の受賞実績が対象となります。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度の県優良工事表彰実績を対象とします。なお、当該年度の表彰が決定した後は、当該年度の表彰実績も評価の対象に加えます。</p> <p style="text-align: right;">(▲：優良工事の受賞実績)</p>  <p>3 確認のための提出書類は、優良工事表彰の写しとします。</p>
<p>品 質 管 理 能 力</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 IS09001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>技 術 者 確 保 数</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合に加点されます。</p> <p>なお、配置可能とは、他の工事に配置されていない場合や他の工事に配置されていても基準日には竣工するなど、当該工事に確実に配置が可能（技術提案書提出後の他工事の受注による変動を除く。）なことをいいます。</p> <p>2 当該工事が特殊又は難易度が高い工事に入札参加要件に配置技術者の過去の経験等が付されている場合は、その要件を満たした技術者だけを記載して下さい。</p> <p>3 製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する場合、各々に配置可能な技術者数を評価する場合もあるので、総合評価点評価基準（別記2）をよく確認してください。</p> <p>4 様式の欄で書ききれない場合は、別紙（様式自由）に取りまとめ記載し、提出してください。別記2の特記事項で記載方法を定めている場合には、特記事項に従ってください。</p> <p>5 配置技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）における配置技術者についても、記入して下さい。</p> <p>6 確認のための資料は、技術者の資格を証明する書類の写しとします。</p>
<p>技 能 士 の 活 用</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合で、当該工事に指定された資格を持つ技能士を配置可能な場合に加点されます。（指定人数以上の場合は、当該項目では加点されません。）</p> <p>2 技能士については、下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も認められます。なお、技能士等級は問いません。</p> <p>3 確認のための提出書類は、技能士の資格を証明する資料とします。</p>

**§ 4 様式第7号関係（配置予定技術者の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）  
及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）**

項 目	記 載 留 意 事 項
配 置 技 術 者	<p>1 当該工事に配置を予定している技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）を記載して下さい。</p> <p>2 【様式第7号（簡易型・標準型）のみ該当】複数の技術者（監理技術者又は主任技術者）を配置する予定があり、複数の技術提案書（様式第7号）が提出された場合には、最も高い得点を獲得した者の点数で評価値を算出します。</p> <p>3 【様式第7号（簡易型・標準型）のみ該当】確認のための資料は、技術者の資格を証明する書類の写しとします。</p>
資 格 保 有 年 数 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が1級土木施工管理技士等の資格を保有して10年以上の経験がある場合に対象となります。 なお、発注種別によっては、建設機械、建築、電気工事、管工事、造園等の資格になりますので、総合評価点評価基準を確認し記載して下さい。</p> <p>2 確認のための提出書類は、資格者証等の写しとします。</p>
継 続 教 育 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、資格を保有して10年未満の場合で、継続教育（CPD）制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に加点されます。 なお、資格保有年数が10年以上の場合（上記の「資格保有年数」で得点となった場合）、当該項目では加点されません。</p> <p>2 1年以上の継続とは、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。 ポイント取得日はポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。</p> <div style="text-align: center;"> <p>1年以上前                      →                      ←                      1年未満の間                      →</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>CPD制度への加入（登録） 又はポイントの初回取得</p> <p>●</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>□ 1 月 年 ◇ 前 日 の</p> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>直近のポイント取得</p> <p>●</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>□ 基 月 準 ◇ 日 日</p> </div> </div> </div> </div> <p>3 確認のための提出書類は、登録証、証明書、受講証（ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付）等その他客観的にCPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得していることがわかるもの（写し可）とします。</p>
施 工 能 力 （同種・類似工事の実績）	<p>1 加点対象は、過去10年以内に当該工事の同種・類似工事（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当すれば評価対象となります。</li> <li>4 施工実績は、元請としての施工に限ります。</li> <li>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</li> <li>6 コリンズ登録がなされている工事については、「工事番号・工事名」欄の( )に登録番号を記載してください。</li> <li>7 共同企業体(特定又は経常)での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。</li> <li>8 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</li> <li>9 確認のための資料は契約書の写し及びこの工事において配置技術者(監理技術者又は主任技術者)であったことを証明する書類の写しとします。工事概要の確認のため、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</li> </ol>
工 事 成 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績(監理技術者又は主任技術者としての実績)が対象となります。              なお、該当がない場合は記載不要です。              また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。</li> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者(主任技術者又は監理技術者)であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 共同企業体(特定又は経常)での監理技術者又は主任技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</li> <li>4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</li> <li>5 確認のための提出書類は、該当工事の工事成績評点通知書及びこの工事において配置技術者(監理技術者又は主任技術者)であったことを証明する書類の写しとします。</li> </ol>
優 良 工 事 表 彰 様式第7号(簡易型・標準型)のみ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去に福島県発注の同種・類似工事において、優良工事表彰(同部門)の受賞実績(監理技術者又は主任技術者としての実績)が対象となります。              また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。              なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</li> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者(主任技術者又は監理技術者)であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 共同企業体(特定又は経常)での監理技術者又は主任技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</li> </ol>

項 目	記 載 留 意 事 項
優 良 工 事 表 彰 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。 5 確認のための提出書類は、該当工事の優良工事表彰及びこの工事において配置技術者（監理技術者又は主任技術者）であったことを証明する書類の写しとします。

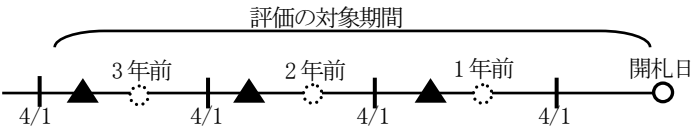

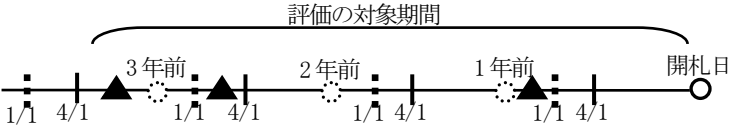
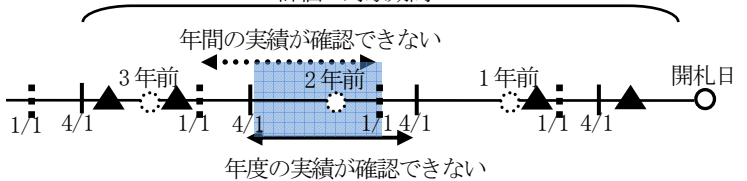
## § 5 様式第8号関係（企業の地域社会に対する貢献度）（簡易型・標準型）

### 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）

項 目	記 載 留 意 事 項
障がい者雇用の実績 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 法定義務のある企業の場合 (1) 法定雇用人数以上の障がい者雇用がある場合に加点対象となります。 法定雇用人数＝基礎労働者数×法定雇用率（端数切捨て） 基礎労働者数＝常用労働者数－（常用労働者数×除外率（端数切捨て）） 除外率の適用については、企業の業務内容によっても異なるため、最寄の労働局に確認してください。 (2) 確認のための提出書類は、公共職業安定所への提出している障がい者雇用状況報告書（障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条）の写しとします。 2 法定義務のない企業の場合 (1) 障がい者雇用がある場合に加点対象となります。 (2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。
工事に関する安全管理 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。なお、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰は対象外です。 2 国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰とは、労働基準局（監督署）や国土交通省が直接実施する、工事の施工に関する安全管理の表彰であり、国等が後援又は支援する団体等は含まれません。 3 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は含まれません。 4 確認のための提出資料は、安全表彰の写しとします。
環 境 へ の 配 慮 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 ISO14001の認証を取得している場合に加点されます。 2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>県内業者の活用</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、県内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合、県外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合に対象となります。</p> <p>2 下請については、元請けと直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については考慮しないものとします。</p> <p>また、資材については、直接購入する企業が県内業者かどうかにより判断することとし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が県内業者か県外業者かにより判断します。</p> <p>3 下請、資材購入会社が県外に本店を有する企業であっても、県内の支店・営業所と下請契約（資材購入）する場合には、県内の業者を活用したものと見なします。</p>
<p>次世代育成支援 （子育て応援）</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「子育て応援」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>次世代育成支援 （仕事と生活の調和）</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>新分野進出</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出した実績がある県内企業が評価対象となります。</p> <p>2 建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの（日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。））をいいます。</p> <p>3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51%以上の所有に限り認められます。（4に該当する場合を除く）</p> <p>4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けたものは、対象となります。</p> <p>5 平成13年4月1日以降に新分野に進出した実績があつても、開札日までに廃業した場合は加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認のための提出書類は、新分野進出を証明する書類の写しとします。</p> <p>《以下例示》</p> <p>① 福島県建設業新分野進出企業事業の認定書</p> <p>② ①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野進出の概要が分かる資料</li> <li>・ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料</li> <li>・ 新分野進出を証明する書類（株主総会又は取締役会の議事録等）</li> <li>・ 新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本（写）</li> <li>・ 借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであること金融機関からの証明書など</li> </ul>

項 目	記 載 留 意 事 項															
同一市町村内工事実績	<p>1 加点は、過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事（当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）の工事実績がある場合が対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>2 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれの実績も評価の対象とします。</p> <p>3 下請での履行実績は加点の対象にはなりません。</p> <p>4 同種・類似工事に限定しません。</p> <p>5 確認のための提出書類は、契約書等の写しとします。</p>															
入札参加者の所在地	<p>1 様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>2 工事箇所及び地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="544 1037 1433 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1037 724 1070">地域要件</th> <th colspan="2" data-bbox="724 1037 1433 1070">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="544 1070 724 1104">配点</th> <th data-bbox="724 1070 1034 1104">上位点</th> <th data-bbox="1034 1070 1433 1104">下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1104 724 1149">管内</td> <td data-bbox="724 1104 1034 1263" rowspan="4">同一市町村内（※）</td> <td data-bbox="1034 1104 1433 1149">土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1149 724 1193">隣接三管内</td> <td data-bbox="1034 1149 1433 1193">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1193 724 1238">県内</td> <td data-bbox="1034 1193 1433 1238">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1238 724 1263">なし</td> <td data-bbox="1034 1238 1433 1263">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「同一市町村内」の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）		配点	上位点	下位点	管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内	隣接三管内	建設事務所管内	県内	県内	なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）															
配点	上位点	下位点														
管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内														
隣接三管内		建設事務所管内														
県内		県内														
なし		県内														
ボランティア活動等への取り組み状況	<p>1 過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、開札日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。</p> <p>なお、3年間以上継続の実績は年間（1月～12月まで）又は年度（4月～翌年3月まで）のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度（4月から翌年3月）の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回ずつ継続している場合。</p> <div data-bbox="662 1742 1361 1870" style="text-align: center;"> <p>評価の対象期間</p> <p>3年前 2年前 1年前 開札日</p> <p>4/1 4/1 4/1 4/1</p> </div>															

項 目	記 載 留 意 事 項
ボランティア活動等への取り組み状況	<p>② 開札日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回づつ継続している場合。</p>  <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p>  <p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p>  <p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>  <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の活動が対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に確認できる必要があります。</p> <p>5 記載にあたっては、具体的な活動内容とボランティア活動を行った場所の市町村名を必ず記載してください。「ボランティア活動の具体的な内容」欄にボランティア団体の名称しか記載がない場合、評価しませんので注意してください。</p> <p>6 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																		
ボランティア活動等への取り組み状況	<table border="1" data-bbox="533 309 1436 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 309 692 398">地域要件</th> <th data-bbox="692 309 979 398">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="979 309 1235 398">評価対象となるボランティア活動を行った場所</th> <th data-bbox="1235 309 1436 398">評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 398 692 432">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="692 398 1235 432">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1235 398 1436 533" rowspan="4">過去3年間以上継続して1件以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 432 692 465">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="692 432 1235 465" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 465 692 499">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 499 692 533">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="692 499 1235 533">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 539 1436 618">7 確認のための提出書類は、活動状況を客観的に確認できる書類（地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等）とします。</p>				地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数																
管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上																
隣接三管内	建設事務所管内																		
県内																			
なし	県内																		
消防団への継続加入状況	<p data-bbox="533 624 1436 703">1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p data-bbox="533 710 1436 833">2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるものをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p data-bbox="533 840 1436 918">3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）が評価対象となります。</p> <p data-bbox="533 925 1436 1048">4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="533 1055 1436 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 1055 692 1144">地域要件</th> <th data-bbox="692 1055 979 1144">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="979 1055 1187 1144">評価対象となる加入消防団の所在地</th> <th data-bbox="1187 1055 1436 1144">評価対象となる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 1144 692 1178">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="692 1144 1187 1178">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1187 1144 1436 1279" rowspan="4">過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1178 692 1211">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="692 1178 1187 1211" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1211 692 1245">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1245 692 1279">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="692 1245 1187 1279">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 1285 1436 1453">5 地域要件が喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村、南会津町又はいわき市である場合は、「消防団所在地（市町村名）」欄に所属する分団名まで記載してください。</p> <p data-bbox="533 1460 1436 1626">6 確認のための提出書類は、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等1年以上継続雇用していることがわかるもの、及び、消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等客観的に1年以上消防団員であることがわかるものとします。</p>				地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間	管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間																
管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である																
隣接三管内	建設事務所管内																		
県内																			
なし	県内																		

項 目	記 載 留 意 事 項																	
《選択項目》	<p>《選択項目における記載上の注意事項》</p> <p>1 以下の評価項目から2項目を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の出勤実績又は災害応援協定締結</li> <li>・新卒者、離職者の雇用実績</li> <li>・雇用の維持、確保</li> <li>・除雪、維持補修業務の履行実績（一般土木工事、舗装工事に限る）</li> </ul> <p>2 3項目以上の記載があった場合、記載されている項目のうち上記1の順に上から2項目の選択があったものと見なし、これ以外の項目は評価しません。</p>																	
<p>《選択項目》 災 害 時 の 出 勤 実 績 又 是 災 害 応 援 協 定 締 結</p>	<p>1 災害時の出勤実績又は災害応援協定締結のいずれかを評価の対象とします。</p> <p>2 災害時の出勤実績</p> <p>(1) 加点対象は、過去3年以内に災害時の出勤実績がある場合に対象となります。(2) 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="564 1003 1422 1205"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる出勤実績</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">過去3年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出勤実績が対象となります。</p> <p>(4) 災害時の出勤実績とは、維持補修業務委託等に基づく災害時の対応（土のう積みなど）、巡回パトロール、水防活動などの企業としての活動をいい、県や市町村との災害協定等に基づかない活動も対象となります。</p> <p>(5) 確認のための提出書類は、出勤実績を客観的に証明できる書類とします。</p> <p>3 災害応援協定締結</p> <p>(1) 加点対象は、入札参加者（団体を含む）が県と災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。</p> <p>なお、上記「災害時の出勤実績」で得点になった場合は、この項目では加点されません。</p> <p>(2) 地域要件により評価の対象地域が異なります。協定の対象範囲が、以下に示す地域要件毎に設定した地域を含む場合に評価の対象となります。</p> <p>なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる出勤実績	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内			なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる出勤実績	評価対象となる期間と実績件数															
管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上															
隣接三管内	建設事務所管内																	
県内																		
なし	県内																	

項 目	記 載 留 意 事 項																					
《選択項目》 災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結	<table border="1" data-bbox="555 280 1425 481"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th>評価対象となる 応援協定の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 国や市町村等と締結した協定は対象外です。</p> <p>(4) 確認のための提出書類は、協定書の写し等により県と災害時の応援協定を締結していることを確認できる書類とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲	管内	土木事務所管内		隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内									
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲																				
管内	土木事務所管内																					
隣接三管内	建設事務所管内																					
県内																						
なし	県内																					
《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績  (東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)	<p>1 開札予定日を基準日として過去1年以内に新卒者又は離職者を従業員として雇用した企業、又は、平成23年3月11日以降に東日本大震災による被災者等を従業員として雇用した企業に加点します。なお、被災者等とは下記のいずれかに該当する者とします。</p> <p>a) 被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者</li> </ul> <p>b) 避難者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域(福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲)、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者で、避難所等に避難した者</li> </ul> <p>c) 失職者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)、この地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者(所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む。)</li> </ul> <p>2 新卒者、離職者、被災者等ともに福島県内に居住する者を評価の対象とします。(雇用の結果、福島県内に在住することになった者も含む。)</p> <p>3 従業員とは雇用された時点で65歳未満の正規雇用職員(社会保険加入者)を指します。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <p>また、正規雇用職員として雇用した新卒者・離職者及び被災者等については、地域要件毎に設定した地域に勤務する者が評価の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="531 1637 1445 1962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)</th> <th rowspan="2">評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象期間</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <th>1名</th> <th>2名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績</td> <td rowspan="4">新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点		1名	2名以上	管内	土木事務所管内		新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績	新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)					評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点														
		1名	2名以上																			
管内	土木事務所管内		新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績	新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点	2.5点																	
隣接三管内	建設事務所管内																					
県内																						
なし	県内																					

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)</p>	<p>5 従事する業務の区分は指定しません(事務系、技術系ともに評価の対象とします)。新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 評価の対象となる新卒者とは、平成20年4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者としてします。なお、中退者も含めるものとします。</p> <p>7 評価の対象となる離職者とは、平成20年4月1日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者(アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員だった者も含む。)で、下記の各条件を満たす者としてします。</p> <p>a) 離職の日から現在の所属企業に雇用されるまで1ヶ月以上の期間があった者</p> <p>b) 現在の所属企業に雇用された時点で65歳未満の者</p> <p>8 離職者、被災者等の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。</p> <p>9 確認のための提出書類は、次のとおりとしてします。</p> <p>a) 新卒・離職者の雇用実績 該当者が新卒・離職者であること及びその者が1年以内に正規雇用となった従業員であることを確認できる卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しとしてします。</p> <p>b) 被災者等の雇用実績 り災証明書、被災証明書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等、該当者が東日本大震災による被災者であること及び震災の発生以降(平成23年3月11日以降)に正規雇用となった従業員であることを確認できる書類の写しとしてします。なお、り災証明書、被災証明書を申請していない者は評価の対象にならない場合がありますので注意してください。</p>
<p>《選択項目》 雇用の維持・確保</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)</p>	<p>1 開札予定日を基準日として従業員数が1年前より増えている企業又は同数を維持している企業、又は、下記のいずれかに該当する企業と契約金額が500万円以上の下請契約を行う場合に評価の対象としてします。</p> <p>a) 被災者等の雇用実績を有する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新卒・離職者の雇用実績」(東日本大震災による被災者等の雇用実績)における被災者等の評価基準(前ページに掲載)に該当する企業</li> </ul> <p>b) 被災企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)及びこの地震に伴う津波による被災のため社屋が使用困難となり、新たな社屋(仮設も含む。)に移転した企業</li> </ul> <p>c) 避難企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域(福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲)、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に所在し、新たな社屋(仮設も含む。)に避難している企業</li> </ul> <p>2 評価の対象とする従業員は福島県内に在住する正規雇用職員(社会保険加入者)としてします。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象となりませんが、雇っていたアルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象としてします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																																
<p>《選択項目》 雇用の維持・確保</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)</p>	<p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先（委任先として登録してから1年以上経過した者に限る）をいいます。</p> <p>また、従業員についても地域要件により設定した対象地域に勤務する者で評価します。</p> <p><b>【雇用の維持・確保】</b></p> <table border="1" data-bbox="533 607 1447 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th rowspan="2">評価の対象となる従業員の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象となる月日</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <th>同数</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">開札日における1年前との比較</td> <td rowspan="4">1.5点</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被災者等の雇用維持】</b></p> <table border="1" data-bbox="533 891 1447 1122"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 雇用の維持・確保について、従業員の従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とする）。また、新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も含めて評価します。</p> <p>5 過去に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きを行った者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者で再生（更正）計画の履行が完了していない企業は、加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認ための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 雇用の維持・確保 評価基準日と1年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる社員名簿等の書類とします。</p> <p>b) 被災者等の雇用維持 下請予定企業が「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）の評価基準に該当することを確認できる資料又は被災等により新たな社屋に移転していることを確認できる資料（写真や地図等）とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点		同数	増加	管内	土木事務所管内		開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内		地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	配点	管内	土木事務所管内	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内	県内	なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）					評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点																									
		同数	増加																														
管内	土木事務所管内		開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点																												
隣接三管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	配点																															
管内	土木事務所管内	2.5点																															
隣接三管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
<p>《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る）</p>	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、過去3年以内に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託（突発的な対応が求められる業務委託）を履行した実績（契約期間を満了した実績）がある場合に対象となります。</p> <p>なお、側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託については対象外です。</p>																																

項 目	記 載 留 意 事 項															
《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る）	<p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="544 423 1420 647"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 423 699 512">地域要件</th> <th data-bbox="699 423 1034 512">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="1034 423 1236 512">除雪・維持補修業務の実績</th> <th data-bbox="1236 423 1420 512">評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 512 699 546">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="699 512 1236 546">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1236 512 1420 647" rowspan="4">過去3年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 546 699 582">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="699 546 1236 582" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 582 699 616">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 616 699 647">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="699 616 1236 647">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出動実績が対象となります。</p> <p>5 除雪、維持補修の出動実績がない場合でも、契約期間を満了した実績があれば評価の対象となります。</p> <p>6 確認のための提出資料は、契約書等の写しとします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	除雪・維持補修業務の実績	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	除雪・維持補修業務の実績	評価対象となる期間と実績件数													
管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上													
隣接三管内	建設事務所管内															
県内																
なし	県内															

## § 6 様式第9号関係（技術審査書（その1～その4））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 提出様式の記載文字の大きさに関する指示が守られていない場合、当該項目を評価しませんので注意してください（他の様式及び当該様式における他の評価項目は評価します）。ただし、様式第9号（その1）「1 工程計画」の表内に工程の説明として記載する文字についてはこの限りではありません。</p> <p>3 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>4 あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術提案書については、異なる箇所が様式の一部であっても、技術審査書（その1～その4まで）全てを評価しません。            この場合、技術審査書を評価しないことから点数はつけないものとし、総合評価方式評価結果（様式2号）の該当部分は0点とします。</p> <p>5 技術審査書を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p> <p>6 技術審査書（その1～その4）はそれぞれ評価を行いますので、当該様式以外の記載事項が当該様式の評価基準に該当しても、評価対象にはなりません。</p> <p>7 標準型において、発注者提示案と異なる施工方法による技術提案（様式第10号）を提出する場合は、技術提案内容に対応した施工計画を記載してください。</p>

§ 7 様式第10号関係（技術提案）（標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 提出様式の記載文字の大きさに関する指示が守られていない場合、当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。 ただし、記載文字の大きさに関する指示が守られていない箇所が技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>3 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>4 あらかじめ指定した枚数と異なる技術提案書又は用紙サイズの異なる技術提案書については、評価しません（0点とします）ので注意してください。 ただし、異なる箇所が技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>5 技術提案を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p>